

## 新潟家庭裁判所委員会(第29回)議事概要

### 第1 日時

平成30年7月4日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

### 第2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】(五十音順,敬称略)

今井和桂子,江花カヨ子,金子孝子,栗林裕之,酒井昌彦,佐藤克哉,  
佐藤道明,高木伸幸,土屋貞男,中野康典,長谷川直子,馬場健

#### 【委員以外の裁判所出席者】

簗川雄一裁判官,梅澤美紀首席家庭裁判所調査官,中嶋伊都子首席書記官,  
佐藤利明次席家庭裁判所調査官,福島達夫次席家庭裁判所調査官,樋口豊次席書記官,  
哥安祐家事訟廷管理官,中島あけみ事務局長,齊藤昭彦事務局次長

### 第4 テーマ

家事事件における家庭裁判所調査官の役割と機能について

### 第5 議事

#### 1 新委員からの自己紹介

#### 2 委員長の選出

委員の互選により,佐藤道明委員(新潟家庭裁判所長)を選任した。

#### 3 テーマについて

委員長から,本日のテーマの設定趣旨について説明があった。

#### 4 テーマに関する説明等

(1) 裁判所出席者から,家事事件における家庭裁判所調査官の役割と機能について説明を行った。

(2) 児童室の見学を行った。

#### 5 意見交換

(委員長)

これから「家事事件における家庭裁判所調査官の役割と機能」について,

委員の皆さんから、御意見、御感想を伺いたいと思います。

(委員)

調停委員をやっておりますが、親権で揉めている事件、それから面会交流に行き詰った時が、一番大変だと感じています。そういう時に、私たちは直接、お子さんに会えませんので、お子さんの環境、お子さんの意向を家庭裁判所調査官が直接聞いていただいて、意見をいただいて、それを参考に調停手続を進めることができるというのは、とても助かっています。

(委員長)

私も調停委員会を構成して担当している訳ですけども、夫婦の離婚の調停という、自分たちの問題という意識が先行していて、子供のことが忘れられがちということがあります。ですから、家庭裁判所としてもその点を十分に意識をして調停を運営していく必要があります。

(委員)

家庭裁判所の調停というのは、離婚が前提で行っているのでしょうか。家庭裁判所調査官が子供と面会をして、子供の意向が関係修復に働くような場合には、その辺りから手を付けることもあるのでしょうか。

(委員)

お子さんの心情や意向を調査すると、仲直りをしてほしいという気持ちを言われるお子さんはいます。お子さんのそのような気持ちがあっても、それ以外に、夫婦の別居期間や紛争度等の個別の事情もありますので、なかなか仲直りをする方向で調整するのが難しい場合もありますが、お子さんの意向は家庭裁判所調査官の調査報告書に記載されることになりますので、その内容も踏まえてどう考えるかということになります。

(委員)

私が調停委員として担当した事件では、離婚調停を申し立てた父親が家庭裁判所調査官の調査報告書中の「お父さんとお母さんは一緒がいい、もしどうしても仲直りができないのであれば、お父さんにも、お母さんにも、同じように交流していきたい。」という内容を見た時に、そのお父さんは、調停委員さん分かりました、これからは自分たち夫婦で考えて行きますと言って事件を取り下げたものがありました。

(委員)

私も似たような経験をしたことがあります。代理人弁護士として担当した事件ですが、離婚が前提で、あとは条件面ということで調停事件となった時にですね、親権、それから面会交流の関係が当然に問題になりますので、その時に家庭裁判所調査官の調査が入って、お子さんの気持ちを聞き取ったということがありました。家庭裁判所調査官の報告書を見て、うちの子はこんなことを考えていたのかと、もう一度考え直してみます、夫婦の関係をと、そして離婚にならずに終わったという事件がありました。通常の民事裁判ですと、主張と立証をぶつけ合って、白か黒か、基本的には権利があるのか、ないのかというところで進んでいくわけですが、家庭内の事件については、そういったところでは本当の紛争の解決にはなりません。その中で家庭裁判所調査官が果たす役割は大きく、当事者が気付かない視点を見つけてくださって、それを形にして示してくださる。それが紛争解決に大きく寄与するという意味で、素晴らしい制度だと感じています。

(委員)

心理学から始まって、幅広い教養が必要だということは理解しました。子供の意思の把握ということで、信頼感がないとなかなか喋ってくれないと、一方で子供の気持ちを本当に引き出しているのかというところで、ミスリードするようなことはないのか、そのような不安もない訳ではないと思います。1つの事件について、1人が入るのだと思いますが、その報告書とかを組織全体で討論することも大事だと思いますが、その辺はどうでしょうか。

(裁判所出席者)

いま御指摘いただいたところは、調査の信頼性に関わる部分であり、一番重要なところですよ。私どもも、実際にその場に行く家庭裁判所調査官は1人の場合もあれば、複数の場合もあります。複数の場合には、客観性が担保されやすい構造にはなります。1人の場合につきましても、調査の前と後に複数で検討を必ず行うということを経ています。そのうえで、どんなところを見てきたのか、そこから、どういった分析なり、評価なりが導き出されるのかについて、よく見直したうえで、意見を裁判官に提出しています。何回もお子さんに会うということは、さすがにお子さんの負担や、時間的な制約

もありますので、限られた回数の中で、それを見て行くという難しさは常にあると感じています。

(委員)

児童相談所は家庭裁判所調査官とは、児童虐待を受けたお子さんに関することでは親御さんの親権停止の申立てであるとか、保護者がいない場合には未成年後見人の申立てを行う場合など、いろいろな関わりがあります。家庭裁判所調査官のお仕事のなかで色々と聞かせていただきましたが、児童相談所で言うと、社会診断をする児童福祉司、ケースワーカー、心理診断をする児童心理司、行動観察をする一時保護を行う部署の保育士、児童指導員とそれぞれに役割があり、これらを総合して御家族の支援方針を定めていくことになっていきますが、家庭裁判所調査官の方も教育学を学んでこられた方、心理学を学んでこられた方、社会学を学んでこられた方、いろいろかと思いますが、それぞれの役割分担はあるのですか。

(裁判所出席者)

家庭裁判所調査官は入口は様々ですが、仕事としては教育学を専攻したからこれとか、そういう仕切りはありません。全ての家庭裁判所調査官が家事であれば、これまでに説明を申し上げたようなことをやっております。採用後2年間の研修期間がありますので、そこで裁判所において必要な知識について、研さんを積んでいると言っていいのかと思います。

(委員)

先ほど、子供の調査の際に使用する児童室を見せていただきましたが、少し大きさが狭いという説明がありました。これは大きさが広いと良いとか、大きさが狭いと駄目とか、そういうあるファクターがあって、パフォーマンスが上がるとか、うまく情報を引き出せるとか、子供が和めるとか、そのようなことはあるのでしょうか。

(裁判所出席者)

最終的には、この限られた庁舎の中で、どのように部屋を上手に活用するかということになります。先ほど御覧いただいた児童室は確かに手狭ではあるんですね。そうしますと、特に男の子とか、アクティブにお父さんと遊びたい、そういう要請には残念ながらあのお部屋ではお答えすることはできま

せん。その点は限界があるかと思います。ただ、あのお部屋が全てではなくて、あくまでも面会を試行する、親子が久しぶりにあそこで会うというための出会いの場としてございますので、限られたスペースですけども、その部屋の構造の中でできる交流を根ざしていただくというのが、思いたと思っています。ですので、あらかじめ本番前に双方の親御さんにもあの部屋の様子を見てもらってですね、こういうお部屋なので、そこにお子さんが入った時にどんな感じになるのかはシュミレートして当日に臨んでいただくということをやっています。

(委員)

私は少年と関わりがある仕事をしていますが、親との関係が非行に結びついている例というのは、よく見かけることがあります。親の立場からすると、夫婦間とか、嫁姑、あるいは家族の間での問題が子供にすごく影響していることがあって、どうしてもこれらの問題の中で子供が置き去りにされているケースがかなりあると感じています。今回のような子供の心情に目を向けてくださいという、このリーフレット「お子さんのすこやかな成長のために」がすごいなと思って、このリーフレットは昔からあったのかなと疑問に思ったんですけども、子供を中心に考えましょうという考え自体がどの辺りから出てきたのか教えてください。

(委員長)

家庭裁判所の実務の中では、以前からずっと意識されてきたことなんだろうと思います。それがはっきり法律の規定として置かれたのが、家事事件手続法第65条、そういう規定としての位置付けになるかと思います。立法がされたということで今、家庭裁判所調査官はより意識的にこういうことを考えながら、仕事をしていると言っているのではないかと思います。

(裁判所出席者)

調停の中でお子さんのことは調停委員も非常に心配されていて、時々どうですかと聞いておられたというのが、それは何十年も前からずっとあったと思います。それを平成25年施行の家事事件手続法に盛り込んで明文化したということだと思います。

(委員)

家庭裁判所調査官の仕事は多岐にわたって大変な仕事であると感じました。家庭裁判所調査官の報告書があつて、流れの中では一つ適切な判断があるんだなど改めて感じたところです。質問ですが、新潟は現在23人ということですが、これは何か定数などがあるのでしょうか。家事事件は私の感覚的には増えているように思いますが、十分な配置があるのかということと、家庭のことなので、新潟県も農村部も多いので地域性もあるかと思うんですけれども、家庭裁判所調査官の方が長く地元いられたらありがたいなど、転勤なんかもあると思います。そのなかで、女性の登用に当たり、その障害等は考慮されているのかということをお聞かせください。

(裁判所出席者)

定員は全国で約1500人程度しかいませんので、それを割り振って今の新潟家庭裁判所管内がこの人数となっています。新潟の中だけで充実したいというのはもっともなところですが、やはり全国の中でのバランスをとっていかざるを得ない状況にあります。男女比については、比率的には女性の受験者が多く、合格者も女性の比率が高いということになっています。異動については、基本、全国異動となりますが、子育て期や介護期には男女を問わず、配慮をさせていただきます。ただ、新潟にずっと1人の人がいるということは想定されていません。異動のサイクルは通常は3年程度でしょうか。

(委員)

私は今回このような仕事の方がいることを初めて知りました。対人と折衝する仕事はなかなか大変だなと思います。特に若い方は敬遠する雰囲気もあるのかなと思います。若い人にどのようにアプローチというか、PRをしているのかお聞かせください。

(裁判所出席者)

家庭裁判所調査官だけではないですが、裁判所全体として必要な人材を確保したいという思いは強く持っているところです。裁判所でも広報活動を様々な形で毎年行っていますが、広報活動が直ぐに結果に繋がる訳ではありませんので、繰り返し、繰り返し学生さんに対し、家庭裁判所調査官という仕事があることを知ってもらうことから始まって、説明を重ねていくという形で続けます。大学生を対象とした説明会だけではなく、場合によっては、高校生と

か、それより下の年代にもお話しをしています。

(委員長)

家庭裁判所調査官の調査結果を裁判官の方ではどう扱っているかという点ではいかがでしょうか。

(委員)

先ほど御意見にもありましたが、お子さんが述べられる言葉と、調査官が観察した結果を分析した家庭裁判所調査官の意見はちょっと違うときもあるんですね。それに対して、双方の当事者から御意見をいただき、それを踏まえて最終的な結論は審判で出すという形にはなるのですが、調停であれば、ここで気付きを得ながら、更に働きかけを繰り返して、最終的には自発的に任意に合意ができることが望ましいと思っております。調査報告書に載っている結論が絶対という訳ではなくて、それを活かしながらできるだけ努めたいと思っています。

(委員長)

私も事件を担当していますが、頼りにしている存在ではあります。家庭裁判所調査官の調査自体も調停委員会、裁判官と相談しながら進めているものでもあります。多くの場合、尊重はされていると言っていると思います。

(委員)

刑事事件の場合、法務省では再犯率を見たりと、その後のことを気にしたりしますが、この家庭裁判所調査官の調査の場合は、調停なり、審判なりのためにあると、それが終わった後は、フォローなり、調査を行ったりすることはあるのでしょうか。

(委員)

家庭裁判所の事件は、地方裁判所の訴訟とは異なり、一度判断を出した後、もう1回出せなくなる訳ではありませんので、お困りになった都度、何度でも申立てがあります。ですので、その後の家族の状況を分からない事件もあれば、その後の長い期間の御家族の変化が事件を通じて分かるという場合もあります。

(委員長)

なかなか完結しない事件ですと、古い時期の調査報告書も資料として出てく

ることがあります。それがまた後の事件の進行に役に立つという場合もあります。調査の結果、それが解決してしまえば、その後ということはありません。

(委員)

先ほどのお話にも出てきましたリーフレット「お子さんのすこやかな成長のために」ですが、こちら私も初めて拝見しまして、すごく良いことが書いてあるなど、こういう視点で調停に臨むんですよということを調停が始まる前に私の依頼者の方にも是非知っていただきたいというふうに感じました。それでお尋ねしますが、こちらのリーフレットは、裁判所ではどのように活用しているのでしょうか。

(裁判所出席者)

今日、机上で配布させていただいたしおりやリーフレットは、どちらの裁判所の受付にも置いておりますので、裁判所に相談にこられた方が、お持ち帰りいただくこともありますし、調停の中で調停委員から当事者にお渡しをして、読んでいただくということもしております。特に「面会交流のしおり」というのもお渡ししておりますが、面会交流事件で先ほど紹介しました試行的な面会交流をする場合には、必ずこのしおりをお渡しして、面会交流をするときの留意点を事前に分かってもらうようにしています。最近の取組みではありますが、親ガイダンスというものを始めております。これは調停を始められるお父さん、お母さんに対して、未成年、概ね中学生くらいまでのお子さんがいる御夫婦で離婚なりを求めて、調停を申立てされた方に対し、なるべく調停の第1回期日までのなかで、調停ではこのようなお話をします、つまりお二人だけの問題ではなく、お子さんの親権の問題であったり、面会交流の話であったり、養育費の話であったりと、お子さんにスポットを当てたお話もしますので、そういう姿勢で臨んでくださいねということもDVDを見ていただいたり、簡単なシート式のツールを使って、家庭裁判所調査官の方で説明をさせていただくという取組みを始めようとしているところです。これは新潟に限らず、全国の家裁裁判所で取り組もうとしている内容になります。

(委員)

代理人に弁護士が付いていても、その親ガイダンスは行う予定なのでしょうか。



(裁判所出席者)

今のところは、その予定です。

(委員)

是非お願いしたいところです。リーフレット「お子さんのすこやかな成長のために」に書かれていることを親御さんが理解して臨まれたら、どれだけ期日が充実するだろうと感じました。調停の早い段階で、子供さんの視点に立って考えてみることも大事ですよとお伝えできれば、そういう解決が生まれる契機になるのではないかと思います。これを広く活用していただければと思います。

## 第6 次回のテーマ及び期日

### 1 テーマ

(委員長)

次回のテーマは「成年後見制度について」とする。

### 2 期日

平成31年2月7日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

## 第7 その他

本議事概要に掲げるリーフレット『面会交流のしおり－実りある親子の交流を続けるために－』及び『お子さんのすこやかな成長のために－家事調停を利用されるお父さん・お母さんへ－』はいずれも裁判所ホームページに掲載されています。